

○太田浩三郎委員長 皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会に付託されました案件は、全部で7件であります。審査順序は、こども未来部、健康福祉部の順番により進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○太田浩三郎委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、審査が終了した課につきましては御退席いただきたいと考えておりますので御了承ください。

それでは、こども未来部の議案審査に入ります。

初めに、議第24号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○太田浩三郎委員長 それでは、質疑・意見はないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○太田浩三郎委員長 討論なしということで、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第24号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○太田浩三郎委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○石田江利子委員 いいですか。

今回の改正内容は、これまでの保健師または看護師を1人に限り、保育士とみなすことができるということから、准看護師も対象に加えるということ、准看護師に関しては県の免許で、国の免許ではないわけなので、どちらかというと緩くなるのかなという印象なんですけど、こういったことになっていく背景というのはどんなことから、こんな改正がされるということでしょうか。

○織原由香利こども未来部次長 准看護師を今回、適用するという条例の改正についてなんですけれども、もともとは平成27年の3月31日に国から通知が出ておりまして、准看護師の配置に係る特例についてということで通知が出ていたんですが、まず、規制を緩

和するような条例ですので、当初、状況を見極めていたところでございますけれども、今、職員の保育者確保も厳しいということも一因ではありますけれども、今、コロナ禍において、看護師を雇用することはとても困難な状況でありますし、体調の変化に注意を払う必要がある乳児であるとか、児童のけがへの対応を考えましたときに、医療の知識がある方を雇うことは、保育の質にとっても、子どもの安全を守る意味でも重要なことだと考えまして、今回、拡大をするような形にさせていただきました。

○石田江利子委員 今、焼津市では、別に困っているわけではなく、今のところは問題なく運営されているということでよろしいですね。

○織原由香利こども未来部次長 保育者確保という件については確保できておまして、それに応じた園児の受入れをしているところでございます。

以上です。

○石田江利子委員 了解しました。

○杉田源太郎委員 確認。今の市内の保育園についての実態として、こういう看護師さんレベルの准看護師さんを含めてですけど、そういうところがないというところはあるんですか。

○織原由香利こども未来部次長 看護師、准看護師の配置は、絶対置かなければならないというものではないものですから、今置いている園というのは、今回の家庭的保育事業については、看護師は置いている園はないんです。認可保育施設のほうでは、13園、認可保育施設がありますけど、そのうち5園、看護師を配置しております。

以上です。

○杉田源太郎委員 されていないところ、そういうところというのは、もうこの改正によって雇うことができるということであって、雇わなければならないということではないわけですね。

○織原由香利こども未来部次長 そうです。

○杉田源太郎委員 そうなったときに、今、これをやることによって、目安というか、見込みというか、そういうものというのは、ある程度ついているところがあるということですか。

○織原由香利こども未来部次長 今回のこの改正で広がったというのは、地域型保育事業といたしまして、焼津市内に小規模保育事業と事業所内保育事業、合わせて18園になるんですけれども、そこが対象の条例になるんですが、今のところ、先ほど申し上げたように配置している施設はなくて、ただ、希望は、そういう方は置けますかという問合せはございました。でも実際に置いて、配置できている園は、今のところないです。

以上です。

○太田浩三郎委員長 ほかにはよろしいですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論なし、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第25号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部の議案審査については終了いたしました。

こども未来部の皆様、御苦勞さまでございました。

ここで当局職員が交代しますので、暫時休憩といたします。

休憩（9：03～9：07）

○太田浩三郎委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、健康福祉部関係の議案審査に入ります。

初めに、議第4号「令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 昨日の深田議員の質疑、それの中でちょっと分かりづらい、理解できないというか、勉強不足ですみません、教えていただきます。

まず、後期高齢者は増加する一方、ゼロから14歳は減少する推移、これは高齢化が進んでいくということと、出生率というか、そういうのがどんどんどんどん下がってきているということで、そのことを言っているんだと思うんですけど、その中で、滞納の世帯がどんどんどんどんやっぱり増えていって、所得200万円以下の滞納世帯が約8割を占めるという答弁だったと思います。

そういう中で、今、県が決める方向になっていますよね。そういう中で、今年度はさらにまたこういうところは増えていくということで理解していいですか。滞納世帯、今、これだけあるもので、また来年度の予算の中で、また国保税がまた増える傾向にあるというふうに見えるんですけど、そこについての確認をお願いします。

○嶋 美津子国保年金課長 来年度の国保税について滞納額は増えるかという御質疑かと思えますけれども、予算では滞納世帯数を用いた推計ではなくて、滞納額と収納率から推計をしております、令和3年度より若干少なく計上はしております、予算的には。

以上です。

○杉田源太郎委員 今、コロナ禍で生活保護の受給者がどんどんどんどん増えているんですよ。そういう中で、この所得の200万円以下というところがまたさらに増えていくんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、収納率が高まっていくから予算を低くしている、そういうことですか、今の説明は。

○嶋 美津子国保年金課長 来年度の滞納の収納率につきましては、見込みとしては令和2年度の滞納の収納率で見いております。

○杉田源太郎委員 もっとたくさん収納できるよということ。収納率が上がるよということ。

○嶋 美津子国保年金課長 上がるよということが令和2年度と同じ、実際どのくらいになるかというのは、予算のときでするので令和2年度の実績に基づいて計上しております。

○杉田源太郎委員　すごく昨日の回答を聞いていて、短期被保険者証、200万円以下で552人で約7割だということで、ここもやっぱり増えているんですね。

○嶋　美津子国保年金課長　これの比較があるとあれなんですけれども、令和2年度で見ますと、短期被保険者数は1,002世帯でした。令和4年1月末現在では451世帯で、うち339世帯が200万円以下の世帯というふうに。

○杉田源太郎委員　昨日の答弁の中で、552人って。

○嶋　美津子国保年金課長　ごめんなさい、今、世帯で言ってしまったので、人数で申しますと、775人全体でありまして、552人が200万円以下です。

○杉田源太郎委員　やっぱりその比率としては、かなり200万円以下の世帯、短期被保険者、先ほどの滞納世帯の分を含めてですけど、圧倒的にやっぱり多いわけです。そういう中で、全体的に本当に減免のことは後で聞きますけど、そういうところも非常に減るという方向には感じないんですよ。それは、開けてみなきゃ分からないというのもあるかもしれませんが、だけどやっぱりその変わらない、令和2年度に準ずるといって、そういうふうに解釈しているということで理解しました。

それで、あと、今の減免のところなんですけど、7割、5割、2割の軽減の世帯数の中で、7割が4,660、5割が3,030、2割が2,213というのが昨日の答弁だったと思います。

これに対して、新型コロナウイルス感染症対策減免が、これは予算には計上していないというお話だったんですけど、これは、7割、5割、2割の軽減世帯が増えているんですね、多分。新型コロナウイルス感染症で増えているんじゃないから、この7割、5割、2割の人は、その対象にならないよということですか。

○嶋　美津子国保年金課長　新型コロナウイルス感染症の影響による減免、軽減とはまた別な話でありまして、軽減を受けている方でも新型コロナウイルス感染症減免、新型コロナウイルス感染症の影響による減免は令和3年度は該当になっております。別物ですけども、対象が違うということではないです。

○杉田源太郎委員　確認。7割、5割、2割の減免を受けている人でも、新型コロナウイルス感染症でさらに休職しているとか、そういうことになれば、それは対象になるということでもいい。

○嶋　美津子国保年金課長　新型コロナウイルス感染症の減免の対象になる方は、前年と比較して10分の3以上、収入が減った方が対象になるものなので、軽減とは少し。

○杉田源太郎委員　対象になっている。

○嶋　美津子国保年金課長　はい、なってきます。

○杉田源太郎委員　分かりました。

もう一つ。あっ、俺ばかり、いいですか。

これも自分はよく分からなかったんですけど、昨日の中で、未就学児の均等割軽減の中で、深田議員のほうにも確認できなくてすみません。国が2分の1、県と市が4分の1出すというふうにあったと思うんですよ。ということは、これ、全部足すと10分の10になるもので、全額なのかなと思ったけど、これは違うんですか。

○嶋　美津子国保年金課長　今回の未就学児の均等割の軽減につきましては、均等割額の5割を軽減します。なので、今、全体で均等割額が3万5,600円ですけども、それが

1万7,800円に軽減されます。その軽減した1万7,800円を国と地方で負担をするというものです。ですので、世帯の方の負担がゼロになるというわけではなくて、半額にして、その半額にした分を国、地方で措置するということです。

○杉田源太郎委員 半額を2分の1、4分の1、4分の1ということ。

○嶋 美津子国保年金課長 そういうことです。

○杉田源太郎委員 ということは、やっぱりその半額は、被保険者が負担するよという。そこはいいです。

今に関連してですけど、やっぱりそういう未就学児の均等割、均等割というところは、やっぱりずっと、今後、制度の問題の中で絡んではくるんだけど、やっぱりこのところで、均等割というのはやっぱり実態としておかしいよねというような、そういうことがずっと国のほうでも言われてきているんじゃないかなと思うんですけど、その均等割の負担、半分は国で考えるべきだと昨日、部長のほうの答弁で、均等割の負担軽減、それは国で考えるべきで、自分たちは国の制度に合わせて実施していくというお答えだったと思います。これは、国は確かにそういうことを言っているけど、そういう部分に対して均等割、この未就学児に対して、市独自で何か軽減対策をしていくということを検討というのはしないんですかという質問に対しては答えがなかったと思うんですけど、どうですか。

○石原隆弘健康福祉部長 昨日、私が御答弁申し上げたのは、子どもの負担軽減のところ、均等割の負担軽減のところは、それは政策的に国がやるべきであろうと。というのは、その分を軽減するということは、それが市のほかの税金ですとか、あと、ほかの保険の人の負担に転嫁されるわけですから、そういったことを一地方自治体でやるんじゃなくて、それは、国、国民等しくそういった制度にするべきではないかなということで、国がやるべきということで申し上げました。

実際、動きとしましても、この未就学児の軽減の制度が国会で決まったときにも、参議院のほうの附帯決議で制度の拡充について検討することというようなものがついてまして、あと、市長会でも、直近ですと令和3年の6月に拡充の要望をしているところでございまして、そういった動きも含めまして、1つの自治体でやる話ではないのかなと、そういったことを私、昨日答弁申し上げたつもりです。

そういったことも踏まえて、市独自では現在、拡充の検討はしていませんと、そういったことをございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 部長が言いたいことは一応、分かるんだけど、やっぱりこういう未就学児の割合がどんどんどんどんやっぱり低くしなきゃいけないと国でも、市長会でもということ、今、お答えでありましたけど、そういうふうにしなきゃならないといったときに、そこで申入れはしているけど、今の現状の中で、やっぱりそれを軽減していくために独自にやるということも一応可能だと思うんですよ。税金を使うこと、当然、税金を使うんですよ。その税金の中でも、後で、一番最後のところで質問が、幾らだっけ。基金の残高10億八千七百七十何万幾らという、そういう基金があるわけですよ。こういうもののほんの一部だと思うんですよ。そういうものを検討してもらいたいということだけ、今、ここでどうこうやってもしょうがないと思いますので、要望はしたいと思い

ます。

それで、続けていい。

○太田浩三郎委員長 続けて、どうぞ。

○杉田源太郎委員 基金を今度、繰入金として2億3,690万円、これを繰入れする、この案を私、ここで意見を言わせていただいたんですけど、昨日の深田議員の質疑の中にもあったんですけど、ここ、ずーっと何年も何年も2億円近く入れて、また2億円近くまた返している、それは結果なんだからしょうがない。途中途中で補正なんかで入れたり、戻したりというのをやっている、それは結果を見ながら。でもこの2億円ちょっとというのは、別にそんな全体の額からしたら、ほんの少しなんだよねというようなニュアンスの、自分がそう思っていて、そうですよというふうに言われたという経過があるんだけど、やっぱりほとんど同じように2億円を全部入れて、また2億円をまた返してくるという、これがずっと続いているということについて、やっぱりこの辺は、昨日の深田議員の質疑にもあったけど、健全会計と言えるんだろうかというところで、もう一回考えを聞かせてください。

○嶋 美津子国保年金課長 意見については、この委員会でも何回かお話しさせていただいたことなんですけれども、当初予算を組む中では、やはり収入と歳出と歳入の差が出てきてしまうというのは致し方ないかなというふうに考えております。近隣他市の状況を参考に見たんですけれども、やはり2億円から3億円ぐらい、当初では基金からというふうに行っているところが多くございました。

これが健全会計かということですが、基金の残高を見ますと、今のところ大幅に減ったりとか、そういったことはないものですから、そういった意味では、基金を大幅に取り崩すことなく、国保会計が運営されているというふうに考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 やっぱりこれもどこまでいっても変わらないんだよね、これ、きっと。分かりました。じゃ、聞きおきます。

あと、国保運営協議会傍聴の関係なんですけど、昨日、県内でも何か3分の1ぐらいは傍聴、許可になっているよということで、私もほかの市町で確認した中で、掛川市はずっと傍聴しているよというのを教えてもらったんですよ。傍聴の許可どうのこうのということについては、それは考え方なのでというふうに部長が答弁したんです。考え方が、何ですか。

○石原隆弘健康福祉部長 昨日は、それについては議案質疑の範囲を超えているんじゃないかという意味で、考え方の部分とお答えさせていただいたということで昨日は申し上げさせていただきました。

○杉田源太郎委員 今後の予算を、県単位化とか、そういうのに行くときに、この予算を考えると、やっぱりこの協議会がどういう方向で進んでいるのか。昨日の答弁の中では、情報は開示していますよと、ホームページにもある、あそこの下のところにもあるよというふうに言ったんだけど、あれってかなり遅いですよね、開示されるのは。だから、そういうところについて、ただ開示してあるということだけで、今後のいろんな予算だとか、そういうのを組むときに、こういう意見があった、ああいう意見があった。実際に、会議録ですから、必要なところというか、そういうもので、議事録じゃないの

で、どういう人がどんな意見を言っているかというようなことをやっぱり直接、その場で聞きながら、こういう予算だとか、そういうところで、あそこでこういう意見もあった、どういう意見があった。その中で、やっぱりこういう予算案が出ている、あるいは決算でもそうかもしれないけど、そういうことについての議論をしていくときに、それ、すごく大事だと思うんですよ。

ほかのところでも、自分もすごい勉強しなきゃならないもんで、そういうところでこういう意見があった、ああいう意見があったということを、もう一回、会議録を見ながら、勉強しても、なかなか難しく、正直言ってずっと入ってこないところがあるんだけど、やっぱり生の声を聞きながらそういうのを勉強して、こういうところで議論をさせていただきたいなと思うんですけど、そこは、今、予算のことについてだもんで、これ以上言わないけど、やっぱりそういうところは、検討してもらいたいと思います。

あとは、激変緩和措置というのが6,010万円幾らというのが昨日の答弁の中で、激変緩和措置、もうこれ、始まって、何年だろう、5年ぐらいたったかな、激変緩和措置が、それ、もうこれ、終わるのかなと思うんだけど、最初の、ちょっとろ覚えで申し訳ないんですけど、激変緩和措置というのは、単位が違ったと思うんですよ、単位。激変緩和措置として6,000万円というのが、1桁違ったんじゃないかなと思うんですよ。その激変緩和措置がこれだけ少なくなって、それで本当に緩和されているのかなという、そこについてはどうお考えですか。

○嶋 美津子国保年金課長 激変緩和措置の今、令和4年度で5年目になるかと思うんですけども、幾つか財源がありまして、そのうちの一部は6年で終わるといふふうに聞いていまして、ほかにも終わるものが、その辺が今後どういふふうになっていくかというのが、今のところ、まだこちらに届いていないような状況ではあります。

激変緩和措置が金額が1桁、前とは変わってきているのではないかということですが、確かに制度廃止の平成30年のときには1億円を超える激変緩和が行われておりました。激変緩和ですので、制度開始から制度が変わったときに大きな変化がないよというのでありますので、徐々にそこは激変緩和措置の金額は減ってくるというのが、徐々に激変緩和がなくてもやっていけるような状態のものになっていくというための激変緩和措置かと考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 その激変緩和措置によって、市のほうが県のほうに納付する、その額というのは、この5年間で、4年間ですかの中で、どんなふうに変化しているんですか。

○嶋 美津子国保年金課長 納付金の額ということか、激変緩和措置の額という……。

○杉田源太郎委員 いえいえ、納付金の額。

○嶋 美津子国保年金課長 納付金の額ですか。

○杉田源太郎委員 それ、一部、桁が違うと言いましたね。そのときに、やっぱり医療費だとか、そういうものについてのあれは、どのくらい準備があるのか分からないけど、その激変緩和措置を、昨日の答弁だと、それを除いたものが納付されるというふうに聞いたんだけど、そのところについて、全体納付金が、激変緩和措置が減ってきたら、桁違いで減ってきたら、やっぱりそれだけ増えてきているのかなと、それを聞きたいん

です。

- 嶋 美津子国保年金課長 平成30年度の仮係数のときの金額ですと、納付金の金額は39億円、それが令和4年度では36億1,600万円。
- 杉田源太郎委員 ずーっと減り傾向で来ているということ。
- 嶋 美津子国保年金課長 被保険者が減っているというのもあるかと思いますがけれども。
- 杉田源太郎委員 3億円ばかり減っているということで、今、その理由として、先ほど言った後期高齢者にどんどん行っちゃって、小さい子どもたちがどんどんどんどん減っている、被保険者がどんどんどんどん少なくなっているから、そこに使うお金も少なくなっているから、こうなんだよ。  
総体的に見たときに、これは減っているというふうに感じていいんですか。
- 嶋 美津子国保年金課長 総体的に見るというと、1人当たりと考えるということでしょうか。1人当たりで見ると、増えてきているかと思います。確実な1人幾らというのが持っていないですけども、令和3年と令和4年度を比べると、増えています。
- 杉田源太郎委員 何か健康になるような何か運動をやると、あれ、何て言うんだっけ、健康体操だか何だか分からないけど、何かそういうのを取り組むと、何か県だか、国だかから援助が出てくる。何だっけか。ヘルスアップ事業。そういうのがあるというふうに、援助があるというふうに、交付金ですか、それが何か156万円、あっ、それ、違う。ヘルスアップ事業じゃない。
- 嶋 美津子国保年金課長 昨日の議案質疑の中では、保険者努力支援制度ということでお答えしたかと思いますが。特別交付金の中に保険者努力支援制度というものがあまして、保険者における予防・健康づくりの取組ですとか、医療費適正化の取組、収納率向上の取組など、状況に応じて評価、基準に基づいて交付されるというものです。
- 杉田源太郎委員 それというのは、いつぐらいから始まって、その経緯というのはどんなふうになるか。
- 嶋 美津子国保年金課長 保険者努力支援制度は、保険事業を推進するための国のサポートということで、平成30年の国保法改正により創設されたものです。そこでも予防・健康づくり等、医療費適正に向けた取組等に対する支援を行うため、市町村国保について保険者努力支援制度を創設して、糖尿病重症化予防など、取組の状況に応じて交付金を交付するというものです。
- 杉田源太郎委員 そうということ。経過というか、推移は。じゃ、それ、資料を。後でいいです。
- 嶋 美津子国保年金課長 後で。すみません。
- 杉田源太郎委員 じゃ、どんなふうに平成30年度からそういう国のサポートというのがどのくらいあって、それが市にどのくらい入ってきたのかというのを確認したいんですけど、市としてやってきた具体的な事業というのはどんなのがあるんですか。
- 嶋 美津子国保年金課長 健康づくりの話ですので、特定健診の受診率を上げるですとか、がん検診について受診率を上げていくですとか、そういった健康づくりのことが主になっています。あとは、医療費通知を送るという取組も行っております。その他、様々ありますけど、主なのは……。
- 杉田源太郎委員 そのことによって、努力義務、その内容によって、そのサポート金額



というのも変わってくるんですか。

- 嶋 美津子国保年金課長 配点が決まっておりますので、どの事業に対してどういったことをやったということで配点がされますので。
- 杉田源太郎委員 どの事業をやったかによって変わる。
- 嶋 美津子国保年金課長 変わってきます。
- 杉田源太郎委員 じゃ、それはずーっと推移の中で、後でまたこのところがこうやって増えているよ、少なくなっているよという。
- 嶋 美津子国保年金課長 点数の配点自体も年によって国のほうで基準も変わってくるものですから、同じものではなくて、国のほうで力を入れていくものも変わってきておりますので。
- 杉田源太郎委員 そうか。その中で金額も変わってくるという。
- 嶋 美津子国保年金課長 そうです。
- 杉田源太郎委員 じゃ、それもまた、金額がどういうふうに変っているか、後で教えてください。

基本的なところでですけど、2021年から2023年度の県の国保運営方針というところの一番最初のところに、県が財政運営責任の主体としていろいろ税率、保険料の率、そういうものを決定していくよということで、今、ずーっと運営協議会の中でも議論される中でそういうものがやってくると思うんですけど、2023年度に何か決めるというふうに判断した、最終的に。今は、こういうものを提示して、それに対して、まだそれ、そのとおりやりなさいというふうにはなっていないじゃないですかね。2027年度から統一するというようなことが、これ以外のところにもちょっと書いてあったんだけど、それを2023年度に決めるというふうに書いてあるけど、そういうこといいんですか。それ、県で決めたから従わざるを得ないということになっちゃうのかもしれないけど、2023年度に決めるということというのは、各運営協議会の中でいろいろ意見を言っていくということになるんですか。2021年度から2023年度の県の国保方針というところにそれがあ

- るもんで。
- 嶋 美津子国保年金課長 運営方針は3年ごと改定が行われるものですから、今、最新のもののは2021年から2023年のものであります。そこまでに、次のまた改定に向けてのことを決めていくんですけども、2023年度までに何かを終わらせるとか、そういったものではないです。
- 杉田源太郎委員 終わらせるじゃなくて、2027年度から統一したものにするよという、そういう方向であるというようなタイムスケジュールみたいのも見たんだけど、それは2023年度が終わったときに決めるんですよねと。それは、運営協議会の中で決めていくんですよね。それを聞いたかった。
- 嶋 美津子国保年金課長 すみません、そのまま、じゃ、ごめんなさい。県の運営方針では、たしか2027年度までに一本化できるようにいろんな取組を行っていくということになっておりまして、その中では、医療費の適正化とか、赤字繰入れをやめるとか、賦課方式を統一するとかというのがありますので、それを段階的に取り組んでいくということで、段階的なものがどこまでできるかということは、また、都度見直しができるものではあるかと考えております。

○杉田源太郎委員 今、資産割というのがなくなっていく方向で、何かいろいろ検討されているというのは、県内、いろいろなところでも聞いてはいるんですけど、それがなくなると、今度は、収入割も同じくらい増えて、4つが3方式になったとしても、金額は変わらないよということなんですか。

○嶋 美津子国保年金課長 金額といったのは、トータルこれだけ税収でいただかないと、国保の運営がうまくいかないという意味では、必要な分だけはもらう必要があると考えております。

○杉田源太郎委員 必要な額をもらわなきゃいけないよという中で、先ほど基金の利用の仕方、安定していて、大体10億円ぐらいあるよと、今度、2億円繰り入れるけどと言ったけど、また、大体、その10億円というのは、ほぼ変わらないまま推移しているよというふうになったときに、この10億円という金額をどういうふうに見るかということになると思うんですけど、こういうところで、また、激変緩和措置とか、そういうのがあったとしても、個々に収入がどんどんどんどんやっぱり減ってきているというのも現実、先ほどお答えの中でもあったわけですけど、そうなってくると、市民はやっぱりかなり苦しんでいく人がまた増えていくということになると思うんですよ。必要な財源、そういうものをこの基金、そういうものを使いながらやっていく。あるいは、一般会計のほうからこうやって入っていくというと、今度それは、県からすれば、それは駄目だよというふうになっているんですよ。それでも市民のほうの負担というのは増えていくということになるんですけど、それは矛盾するように私は感じるんですけど、どうですか。

○石原隆弘健康福祉部長 基金の関係でございませけれども、10億円がどうだというのはなかなか我々も評価し切れていないところもございませけれども、この間、渋谷委員の代表質問の中でも市長のほうから御答弁申し上げましたけれども、この資産割の見直し、今、作業をやってございませけれども、その中で基金の活用も視野に入れて検討していくということで市長のほうで御答弁させていただいています。

その考え方はというと、やはり我々としましては、こういった制度改正ですとか、あと、今後の激変緩和措置とかの制度の先行きが不透明な中で、市民の負担が増えるところには基金を活用して、負担の軽減ということを検討していきたいと、そういったふうに考えてございまして、今回も資産割の廃止を、その分を所得割で賄うというか、そちらのほうでということは考えてございませけれども、そういった中で負担が増える方も軽減に資することができるような基金の活用の仕方をしていきたいということを現時点では考えてございませ。

○渋谷英彦委員 要するに……。ちょっといい。その関連で俺が質疑していいか。

それで、今のあれなんですけど、結局、その基金が10億円ある。基金がないところもあるわけですよ、ない市町もね。だから、そういう中で、基金の使い方、今、部長から説明いただいて、事前にも使うのかなというような気がしていたんですけど、基本的に県が統一してやって、それから、それこそ激変するところで使っていくという認識を僕は持っていたんですけど、統一されるまでは基金を持っているほうが有利だと。それを持っていることによって、県が統一して市民負担が急激に増えるというところを、そのところを軽減していくというか、そういうふうにして使うというふうな理解でいいのかな。

○石原隆弘健康福祉部長 もちろん今、言っていたような、制度が変わる中で市民の負担が増えないところに使うと、それがやっぱり大原則というか、そういうふうにしたいたいと思っています。

ただ、今回の資産割の見直しというのも大きな変更でございますので、そういった中で負担が増えてしまうような人に対しては、少し、全部をとというわけにはいかないとは思いますが、基金を活用しながら負担の軽減に努めていければと、そんなことも今、考えているという意味で、先日、市長のほうから基金の活用もということをお答えさせていただきました。

○渋谷英彦委員 了解です。

○嶋 美津子国保年金課長 すみません。先ほどすぐに数字が出なかった保険者努力支援のことでよろしいですね。

○杉田源太郎委員 はい。

○嶋 美津子国保年金課長 平成30年度の決算から言わせていただきますと、平成30年度決算で4,586万7,000円、令和元年度決算で5,044万6,000円、令和2年度決算で5,737万4,000円です。

○太田浩三郎委員長 ほかの委員はどうですか。よろしいですか。

○石田江利子委員 1つだけいいですか。予算書の239ページの傷病手当金のところの新型コロナウイルス感染症緊急対策のところ、予算が初めてつけられている部分があるんですけど、この積算根拠だけ教えてもらえますか。

○嶋 美津子国保年金課長 こちらは、今年度の実績を基に少し計算をしてみたんですけども、今年度が大体1件当たり5万円の平均であったものですから、それを20件分ということで見込みました。実際、1月末の時点で14件、70万円ぐらいの支出をしております。

以上です。

○石田江利子委員 了解です。

○増井好典委員 私のほうからは、予算書の238を見てもらって、収納管理費の件なんですけれども、昨年と比べて230万円ぐらい予算増額という形で、これ、多分基幹系のシステムの改修に関する費用だと思うんですよ。思われるんですけども、このシステム改修の部分の内容だけ、どんな内容なのか、そこだけ教えていただきたいと思っています。

○小池善栄納税促進課長 基本的には税制改正によるものでございまして、固定資産税、軽自動車税の種別割、市県民税の普通徴収、国民健康保険税について、地方税共同機構が管理運営をします共通納税システムでの電子納付に対応するため、納付書に地方税統一QRコードというものを印刷するという、そういったものの基幹系システムの改修が主なものでございます。

○増井好典委員 了解です。

○太田浩三郎委員長 ほかにはよろしいですか。

杉田委員、よろしいですか。

○杉田源太郎委員 後で聞きます。

○増井好典委員 もう一個よろしいですか。

ちょっと戻っちゃいますが、先ほどと同じページの予算書の238ページ、賦課徴収

職員給与費ってあるんですね。これが630万円ぐらい減額になっています。職員の方の賦課事務6名、徴収事務4名という説明なんですけれども、この人員は令和3年度もたしかそうだったんじゃないかなと思うんですね。同じ人数を抱えている中で、630万円の減額になっているといった部分は、何かしら理由があるのかなと思います。教えていただきたいんですが。

○嶋 美津子国保年金課長 賦課徴収職員給与費ですが、こちらは国保年金課の保険担当の6人分と、それから納税促進課の徴収担当の4人分です。人数は変わっていないんですけれども、職員の変動がありまして、給料の級が変わったりとかという人の異動の関係が主なところですよ。

以上です。

○川島 要委員 了解です。

○太田浩三郎委員長 それでは、ほかにはないようですので、質疑・意見を打ち切ります。討論はありませんか。

○杉田源太郎委員 正式な討論は本会議でやらさせていただきますけど、今、私が理解不足のところもありましたけど、国のほうでも未就学児に対する対応、それもして、市のほうとしてもそれに合わせていくよということだけど、まだ市として独自のところまでは行っていなさそうだと。

それから、今のこの経済状況の中で、皆さんのところにもたくさん相談が行っていると思うんですけど、所得、収入、収入がどんどんどんどん減ってきて、その徴収、税収、そういうものも多分減ってくる。多分、これ、また滞納される方というのが、先ほどは減ってくるんじゃないかみたいな、令和2年度の実態からするとということはあるけど、そこがまた増えてくる可能性があって、市民に対して被保険者の公平性を確保する観点、そういうものを踏まえてという一番大前提のところというものがやっぱりまだまだ不十分だと。それを国の制度に合わせていくというだけでは、これは足りないんじゃないかなと思います。そんなことも含めて、この予算案については反対いたします。

○太田浩三郎委員長 ほかに討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第4号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。10時5分まで休憩します。

休憩(9:53~10:06)

○太田浩三郎委員長 次に、議第7号「令和4年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○増井好典委員 予算書の283ページ、介護保険システム改修事業費なんですけれども、

これ、令和2年と令和3年に大幅にシステム改修が行われて、この令和4年度からは非常に少量のシステム改修費で終わるであろうというふうな予測をしているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○太田浩三郎委員長 システムの関係だけど、どうですか。

○平田泰之介 介護保険課長 今回のシステム改修につきましては、昨年度の制度改正とは違いまして、Edgeを使用しましたIEモードの対応ということで、普通の改修、インターネットの関係の改修になります。こちらについては、今回はこういう形で軽微な改修になりますけれども、今後、制度改正がありましたら、また同じように、昨年度と同様に、800万円、900万円とか、それぐらいの金額がかかると考えられております。今のところは、来年度はそういうことはありませんので、よろしくお願いいたします。

○増井好典委員 分かりました。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

○杉田源太郎委員 確認だけ。

この介護保険料に関しては、2021年から2023年までのこの3年間ということなんですけど、これは、この中での保険料そのものの増減だとか、そういうものはないということでしょうか。いいんだよね、多分。

○平田泰之介 介護保険課長 保険料につきましては3年間は同じ金額でという、所得に応じてになりますけれども、金額的な変化はありませんので、よろしくお願いいたします。

○杉田源太郎委員 その中で、いろんなシステムがあるわけなんですけど、そういう中で変化するものというのもないということでしょうか。条件とか、そういうもので。

○平田泰之介 介護保険課長 原則、制度の改正がない限りは、今までと同じような同様の条件でやらせていただくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○太田浩三郎委員長 ほかの委員、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論なし。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第7号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(10:10~10:12)

○太田浩三郎委員長 次に、議第8号「令和4年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 この制度、2018年、2019年度の均等割額、所得割率、これが今度、

2020年、2021年度、令和2年度、令和3年度、ここで4万400円から4万2,100円、7.85%から8.07%に上がっています。そうすると、来年度の金額としてどのぐらいになるんですか、この率も含めて。

○嶋 美津子国保年金課長 後期高齢者の医療の保険料率につきましては2年に1回改定がありまして、今、杉田委員がおっしゃっていただいたとおり、令和2、令和3年度は所得割率が8.07%、それから均等割額が4万2,100円ということでした。

来年度からの変更は、令和4年、令和5年で、所得割率が8.29%、均等割額が4万2,500円に変更になります。

以上です。

○杉田源太郎委員 これは市の制度じゃないよということで、また部長答弁が分かるような気がするんだけど、この費用負担、要は、後期高齢者、75歳以上ですよ。その方たちの所得というか、収入というか、そういうものというのがやっぱり圧倒的に少ないという中で、この費用負担というものは、国のことかもしれないけど、この費用負担というものを国がもっとちゃんと、もっと負担しろよという形で、市として国へ要望を今までもしていたのか、それから、今回、また国に対して要望をする予定があるのか、お聞きします。

○嶋 美津子国保年金課長 市としては、こちらは県全体で、広域連合で金額を決めておりますので、市独自でということはありません。

以上です。

○杉田源太郎委員 広域連合でやってもいいんですけど、じゃ、広域連合のほうに対して、そういう要望を、費用負担、国のほうへ要望しろという形で、市のほうから言っていたありますか。

○嶋 美津子国保年金課長 今のところ、そういったことはありません。

○杉田源太郎委員 やるつもりもないということだね。

○太田浩三郎委員長 それでは、ほかには何か、委員、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 ないですね。それでは、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○杉田源太郎委員 2年ごとに改正されていくこの保険料、あるいは、その率なんですけど、どんどんどんどん上がるばかりなんです。これからもそうなるんじゃないかなと。そういうものに対して、広域連合、国に広域連合を通じてでも構わないですけど、やっぱりそういう要望も上げてもらいたい。上げていく、その市の姿勢をちゃんと見せてもらいたいということと、もう75歳以上、今までの1割負担、条件はあるわけですけど、2倍になるわけですよ。こういう2倍になっていって、さらに後期高齢者の方の負担が重くなっていく、医療なんかに対して、そういうことに対して、やっぱりちゃんと市はそれに応えていくというか、援助をしていく、支援をしていく、そういう立場にあるべきだと思って、私は、この予算案については反対をいたします。

○太田浩三郎委員長 ほかに討論よろしいでしょうか。

それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第8号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、議第26号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 この条例案の中の加入者にとって、この減額世帯に対してどのようのという金額が一応書いてあるんですけど、国民健康保険加入者、被保険者にとって、増額になる部分というのはあるんですか。

○嶋 美津子国保年金課長 今回の改正は、未就学児の国保税の均等割を5割軽減しようとするものですので、増加になるところはございません。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑がないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論なしで、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第26号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(10:20~10:22)

○太田浩三郎委員長 皆さん、そろいましたので、次に、議第32号「駿遠学園管理組合規約の変更について」を議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第32号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。以上で、健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしま

したので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。当局の皆さん、御苦勞さまでございました。

閉会（10：23）